

2021年1月

お客様各位

国立研究開発法人産業技術総合研究所
計量標準総合センター

申請書等に係る押印・署名について

2020年12月28日付で「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令」が公布・施行されました。施行に伴い、当所に提出いただく以下の申請書等の様式から押印・署名に関する記載が削除され、押印・署名は不要となりましたのでお知らせいたします。

省令に規定された様式

- ・基準器検査申請書（基：様式第1）
 - ・代理人による基準器検査申請書に添付する委任状（基：様式第2）
 - ・検定（比較検査）申請書（検：様式第1）
 - ・製造事業者（輸入事業者）（外国製造事業者）型式承認申請書（検：様式第7）
 - ・製造事業者（輸入事業者）（外国製造事業者）型式承認更新申請書（検：様式第10）
- ※基：基準器検査規則、検：特定計量器検定検査規則

産業技術総合研究所の規程等に規定された様式

- ・承認型式軽微変更届出書
- ・製造事業者（輸入事業者）（外国製造事業者）型式承認申請書記載事項変更届
- ・OIML申請書
- ・委任状
- ・成績書、証明書、計量器等の受領書

なお、変更された申請書様式については NMIJ のウェブサイトからダウンロードできます。

<https://unit.aist.go.jp/nmij/>

【本件お問い合わせ先】

計量標準総合センター 計量標準普及センター 標準供給保証室

TEL:029-861-4026

e-mail: cal-service-ml@aist.go.jp

以上